

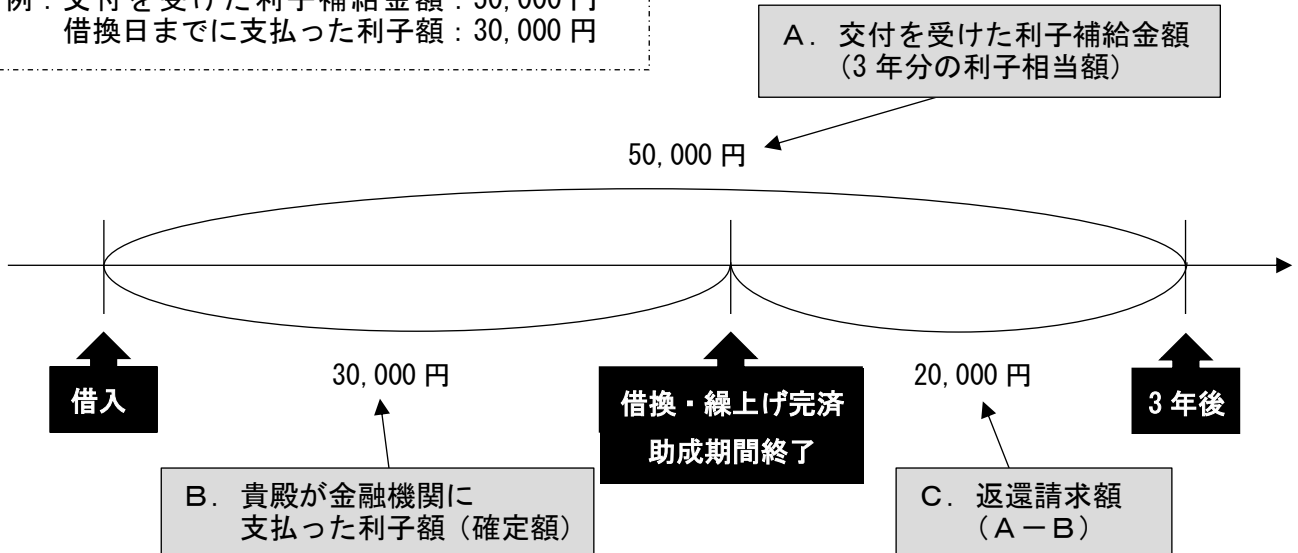
○特別利子補給助成金の交付を受けた事業者の皆様へ

「新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度」にご申請いただき、ありがとうございます。

弊事務局は、貴殿のご申請に際し、利子補給金（3年分の利子相当額）を交付しましたが、利子補給の対象貸付が繰上げ完済、借換、または助成期間終了によって消滅したことが確認されましたので、本利子補給は終了となりますことをお知らせいたします。

つきまして、貴殿は金融機関に支払った利子額より多くの利子補給金額の交付を受けておりますので、同封の「特別利子補給助成金確定通知 兼 返還請求書」に基づき、ご返還のお手続きをお願いします。

例：交付を受けた利子補給金額：50,000円  
借換日までに支払った利子額：30,000円



【ご留意点】

- ・「3. 納付期限」に記載されている期限までに納付しなかった場合は、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95%の割合を乗じて計算した延滞金が発生します。
- ・借換された場合、借換後の新しい貸付(注1)の利子補給を受けるためには、別途、申請が必要となります。(注2)自動的に利子補給を受けることはできませんので、ご注意ください。

注1 特別利子補給の対象となる貸付制度であることが必要です。

注2 特別利子補給の助成要件を満たすことが必要です。

【お問い合わせ先】

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局

(独立行政法人 中小企業基盤整備機構 委託事業)

電話番号：0570-060515（平日9時00分～17時00分）

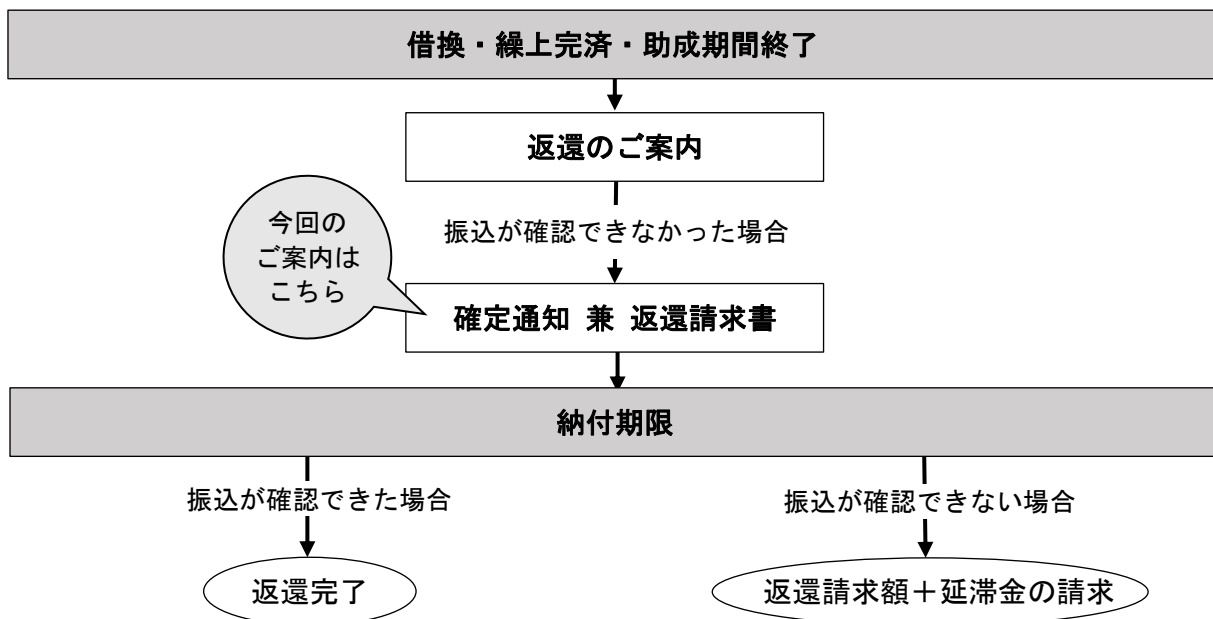
特別利子補給制度  
ホームページ



<https://tokubetsu-riho.jp>

# ※納付期限までに、忘れずに返還請求額をお振込みください。

## ○ご返還の流れ



- **納付期限までに返還請求額の振込が確認できない場合は、延滞金（年10.95%）が発生します。**詳細は「誓約・同意書」及び「申請の手引き」をご確認ください。
- 納付期限を過ぎた場合は、未納の返還請求額に延滞金を加算した金額をお振込みいただく必要があります。速やかに弊事務局（電話番号：0570-060515）へご連絡ください。

※お振込みに関してご不明な点や返還についてのご相談がありましたら、弊事務局へご連絡ください。

## ○よくあるご質問

Q. 分割払いはできますか？

A. 原則、一括でのお振込みをお願いいたします。一括でのお振込みが困難な場合には、複数回に分けてお振込みください。

Q. 借換後の貸付についても特別利子補給助成金の申請をしています。今回の返還請求額と借換後の新たな特別利子補給助成金で相殺はできますか？

A. 新たな特別利子補給助成金を申請した時点によって相殺できる場合には、新たな特別利子補給助成金を相殺して支給させていただきます。ご不明な点がありましたら、弊事務局へお問い合わせください。

Q. 延滞金の計算方法を教えてください。

A. 納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の返還請求額につき年10.95%の割合を乗じて計算します。納付期限を過ぎる場合は、速やかに弊事務局へご連絡ください。

(例) 返還請求額 20,000 円、5月21日納付期限、5月27日納付日の場合（未納日数6日間）  
 $20,000 \text{ 円} \times 10.95\% \times (6 \text{ 日} \div 365 \text{ 日}) = 36 \text{ 円}$ （1円未満の端数切捨て）

Q. 納付期限を過ぎて「確定通知兼返還請求書」に記載された返還請求額を振込みましたが、延滞金を加算していませんでした。どのような手続きが必要ですか？

A. 納付期限の翌日から納付の日までの延滞金を、追加でお振込みいただく必要があります。速やかに弊事務局へご連絡ください。